

★第13回★

「相続時精算課税制度」

今回は、平成15年に創設された「相続時精算課税制度」について、適用要件や通常の贈与（暦年課税制度）と異なる点、メリット・デメリット等を解説していくことにします。



税理士 八木正宣

高

齢者の保有する資産を早期に次世代へ移転させて資産の有効活用を促し、経済社会を活性化させるといった趣旨で、平成15年1月1日以後の贈与から、通常の贈与（暦年課税制度）と選択する形で「相続時精算課税制度」が導入されました。

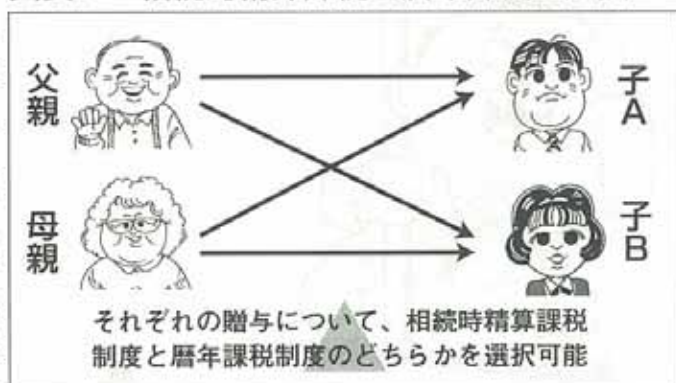
相続時精算課税制度は、贈与時に贈与税を納め、その贈与者が死亡したときに、贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額を合計して計算した相続税額から、すでに納めた贈与税相当額を控除することにより、贈与税・相続税を通じた納税を行なうというものです。

この制度を選択すると、2500万円までの贈与財産について贈与税が発生せず、2500万円を超える部分については一律20%の贈与税だけで済みます。相続時精算課税制度は、生前贈与を行ないやすいように税率が低く設定されているのです。

**65歳以上の親から
20歳以上の子への贈与が対象**

それでは、相続時精算課税制度の適用条件について確認します。

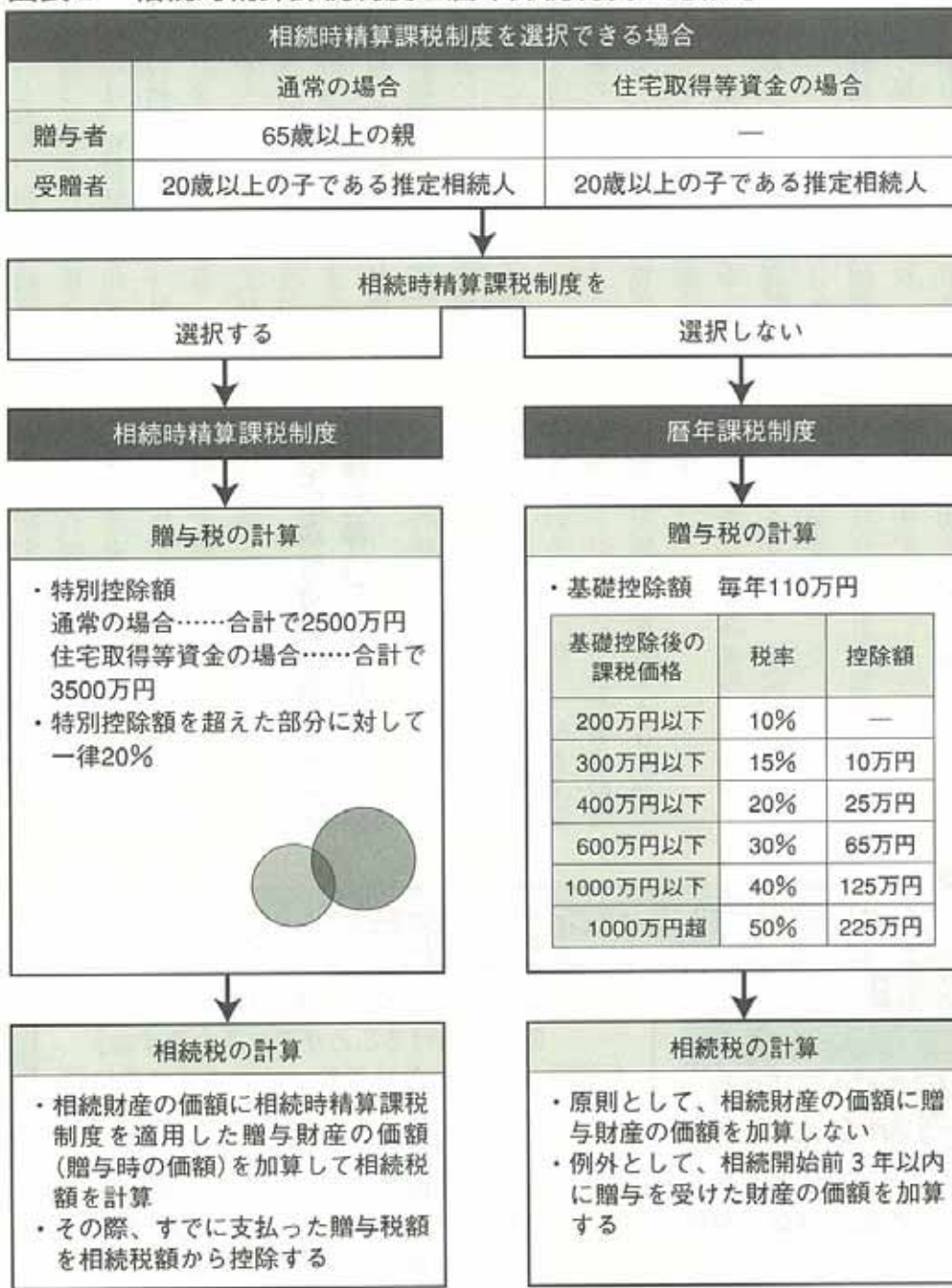
図表1 相続時精算課税と暦年課税の選択



まず適用対象ですが、「65歳以上の親から推定相続人である20歳以上の子に対する贈与」とされています。年齢は贈与があった年の1月1日現在で判断します。

推定相続人である子には、養子や代襲相続人である孫なども含まれます。相続時精算課税制度は、推定相続人である子が別々に選択できますし、父母についてもそれぞれの親ごとに選択することができます（図表1）。しかし、相続時精算課税制度を一度選択すると、贈与者の相続時まで継続して適用

図表2 相続時精算課税制度と暦年課税制度の比較等



され、途中で暦年課税制度に戻ることはできません。
また、相続時精算課税制度の適用を受けようとする受贈者は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、「相続時精算課税制度を選択する旨の届出

2500万円に達するまでは何度でも無税で贈与可

次に、相続時精算課税制度にお

書」など、一定の書類を贈与税の申告書に添付して税務署長に提出する必要があります。

ける贈与税・相続税の計算の仕組みを説明しましょう。
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産については、選択をした年以後、その贈与者(親)から1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額をもとに贈与税額を計算し

ます。
具体的には、贈与財産の価額の合計額から、特別控除額2500万円(前年以前にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額となる)を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出します。
贈与の回数や財産の種類、1回の贈与金額、贈与の期間などに制限はありませんので、2500万円に達するまでは何度でも無税で贈与できます。2500万円を超えてはじめて20%の税率で贈与税が発生します。このときには、暦年課税制度の110万円の基礎控除はありません。
なお、相続時精算課税制度を選択した受贈者(子)が、相続時精算課税に係る贈与者(親)以外の者から贈与を受けることもあるでしょう。そうした財産については、その贈与財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を控除し、贈与税の速算表に定める税率を乗じて贈与税額を計算します。要するに、相続時精算課税適用分と暦年課税適用分に分けて計算するということです。

前述のとおり、相続時精算課税に係る贈与者が死亡した場合（相続時）には、相続財産と相続時精算課税の適用を受けた贈与財産を合算した金額をもとに計算した相続税額から、すでに納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して相続税額を算出します。

その際、相続税額から控除しきれない相続時精算課税に係る贈与税相当額については、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。

相続税の課税対象に含まれるという点で、相続時精算課税制度を利用して生前贈与で財産を減らすという相続税対策にはならないといえるでしょう。暦年課税制度においても、相続開始前3年以内の贈与財産は相続財産に加算されるという規定がありますが、それ以前の贈与財産については相続税の課税対象外となります。長期間にわたって生前贈与が行なえる環境にあるならば、暦年課税制度を利用するほうが有利なケースが多いでしょう。

なお、相続財産は、相続発生時の時価で計算されますが、相続財

産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の価額とされています。例えば、将来値上がりする可能性の高い財産を相続時精算課税制度を適用して贈与すると、値上がり分の評価減が期待できます。

住宅取得等資金の贈与ならば非課税枠は3500万円に

自己の居住の用に供する一定の家屋および敷地を取得（一定の増改築を含む）するための資金の贈与を受ける場合に限り、65歳未満の親からの贈与についても相続時精算課税制度を選択することができます。

この場合、非課税枠は3500万円となります。通常の相続時精算課税制度に比べて、特別控除額が1000万円上乘せされることとなります。

平成18年度の税制改正大綱によれば、平成17年をもって住宅取得資金贈与の特例（5分5乗方式）が廃止される予定です。親から援助を受けて住宅を購入するというケースにおいては、今後ますます相続時精算課税制度が利用されることでしょう。

今回の解説
を踏まえて

こんなアドバイスを行なおう

今回のお客様



相続時精算課税制度の メリットについて知り たいというMさん

Mさん「相続税がかかるほど親が財産を持っていないのですが、相続時精算課税制度を利用するメリットはありますか？」
行職員「相続時精算課税制度には、生前贈与が行ないやすくなるというメリットがあります。相続時精算課税の適用により、相続を待たずとも、贈与税を負担することなく、もしくは低い税率で資産を親からもらえるのです。通常の財産であれば2500万円、住宅取得のための資金でしたら3500万円までの生前贈与が無税で受けられます」

Mさん「なるほど。通常の贈与税の非課税枠は年間110万円ですが、相続時精算課

税制度を使うと、無理なく多くの生前贈与を受けることができるのですね」
行職員「そのとおりです。これまでは高い贈与税に阻まれてできなかった贈与も可能になりますし、例えば、特に引き継がせたい財産があるときに、相続発生を待たずに子にその財産を贈与すれば、遺言と同様の効果があり、しかも生前に被相続人の遺志を明確にすることができるのです」

Mさん「よく分かりました」

★アドバイスのポイント★

相続時精算課税制度は、相続税が将来かからないと見込まれる親子間の贈与にもメリットがある制度です。被相続人が生前中に遺産の分割を行なえるので、遺言よりも被相続人の遺志が明確になり、遺産分割が確実に行なえることを伝えましょう。